

多床室

清水苑 利用料金表

(介護老人保健施設)

令和元年10月1日 改
介護老人保健施設清水苑
(事業者番号0352410040)

基本料金 (利用者負担 1割の場合)

[円]

要介護度		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
☆	施設サービス費	775	823	884	935	989
☆	夜勤職員配置加算	24				
☆	サービス提供体制強化加算	6				
☆	介護職員処遇改善加算	(施設サービス費+夜勤職員配置加算+サービス提供体制加算) × 3.9%				
☆	介護職員等特定処遇改善加算	(施設サービス費+夜勤職員配置加算+サービス提供体制加算) × 1.7%				
◎	居住費 (第4段階)	377				
◎	食費 (第4段階)	1,500				
合計	日額	2,727	2,778	2,842	2,896	2,953
	月額 (30日)	81,812	83,333	85,266	86,881	88,592

その他の料金

☆	入所前後訪問指導加算 (I)	450円/回	入所日前後に居宅を訪問し、サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合に算定します。
☆	初期加算	30円/日	入所した日から30日間に限って算定します。
☆	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められた方が緊急に入所した場合、はじめの7日間に限って算定します。
☆	若年性認知症入所者受入加算	120円/日	ご利用者が65歳未満の認知症の場合に算定します。
☆	療養食加算	6円/食	病気により、療養食を提供した場合に算定します。
☆	経口移行加算	28円/日	経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合に算定します。
☆	短期集中リハビリテーション実施加算	240円/日	入所後3ヶ月の間に、理学療法士又は作業療法士により集中的にリハビリを行った場合に算定します。
☆	外泊時費用	362円/日	外泊した場合、外泊初日と最終日以外は、施設サービス費に代えて計算します。月6日を限度とします。
☆	褥瘡マネジメント加算	10円/3ヶ月	継続的に褥瘡管理をした場合に算定します。
☆	排せつ支援加算	100円/月	排せつに介護が必要な方で、支援計画をもとに継続的に支援を行った場合、6ヶ月以内に限り算定します。
☆	所定疾患施設療養費	239円/日	肺炎、尿路感染又は带状疱疹について処置を行った場合に算定します。
☆	緊急時治療管理	518円/日	救急救命処置を行った場合に算定します。

☆ 試行的退所時指導加算	400円/回	試しに在宅へ退所される際に、健康管理など在宅療養に関する指導を行った場合に算定します。
☆ 退所時情報提供加算	500円/回	在宅へ退所される際に、在宅生活を支援するために主治医に診療情報提供書を発行した場合に算定します。
☆ 退所前連携加算	500円/回	在宅へ退所される際、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員と連携し、退所後の居宅サービス利用上の必要な調整を行った場合に算定します。
☆ かかりつけ医連携薬剤調整加算	125円/日	医師が、ご利用者の主治医と共同し、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ、1種類以上減少した場合に算定します。
☆ ターミナルケア加算①	160円/日	死亡日以前4～30日の期間に、ご利用者の状態又はご家族の求め等に応じ、看取りの際のケアを行った場合に算定します。
☆ ターミナルケア加算②	820円/日	死亡日前日及び前々日に、ご利用者の状態又はご家族の求め等に応じ、看取りの際のケアを行った場合に算定します。
☆ ターミナルケア加算③	1,650円/日	死亡日に、ご利用者の状態又はご家族の求め等に応じ、看取りの際のケアを行った場合に算定します。
日用品費	下記参照	入浴形態及び義歯洗浄剤・スポンジブラシの使用有無により下記の料金となります。
冬季暖房費	100円/日	11月～翌4月までの暖房費です。
クラブ活動費	実費	参加者を募って実施したクラブ活動に参加された場合、材料費は自己負担となります。
洗濯代	385円/kg	クリーニングや施設洗濯を希望された場合、料金は自己負担となります。
理美容代	実費	
売店購入代	実費	歯ブラシ、ケアシューズなどを売店で販売しています。
テレビカード購入代	1,000円/枚	
引落手数料	110円/月	利用料は毎月1日に口座引落します。引落の手数料が掛かります。

日用品費（1日当たり・税込）

入浴形態 A：特別浴 B：一般浴・中間浴 C：胃瘻の方

義歯洗浄剤・スポンジブラシ使用有無	A	B	C
なし	259円	220円	226円
両方あり	325円	286円	292円
スポンジブラシのみ使用	297円	259円	264円
義歯洗浄剤のみ使用	286円	248円	253円

- ※ ☆印は介護保険で定められている利用者自己負担分（負担割合証による負担）です。
- ※ ☆印と◎印が医療費控除の対象になります。
- ※ 利用料のお支払方法は口座引落です。1ヵ月分を毎月1日に引落します。
- ※ 利用者負担段階は市町村（担当：介護保険負担限度額認定）にお問い合わせください。